

地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率等の概要について

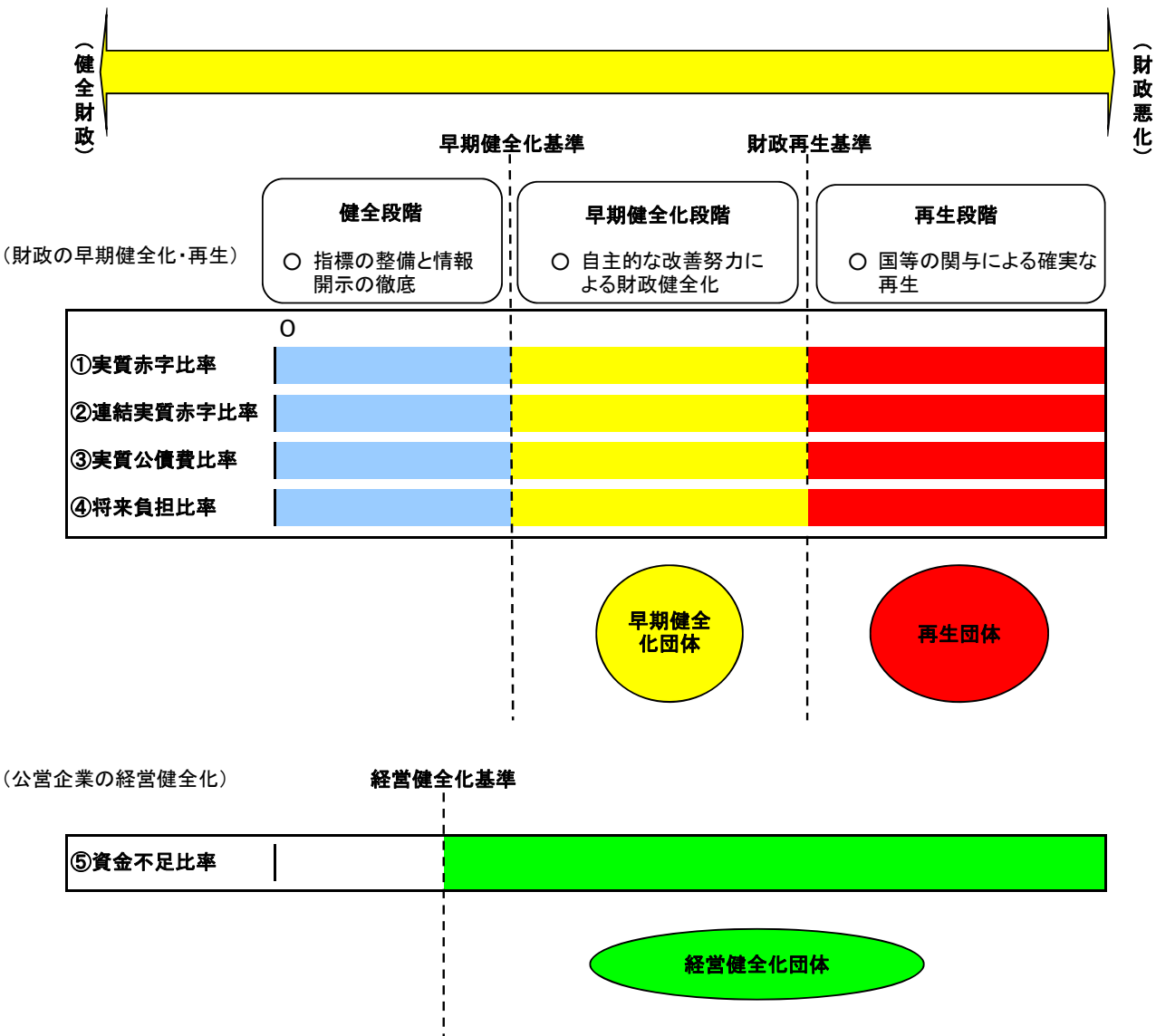
○ 地方公共団体財政健全化法の目的

地方公共団体財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とされたものです。

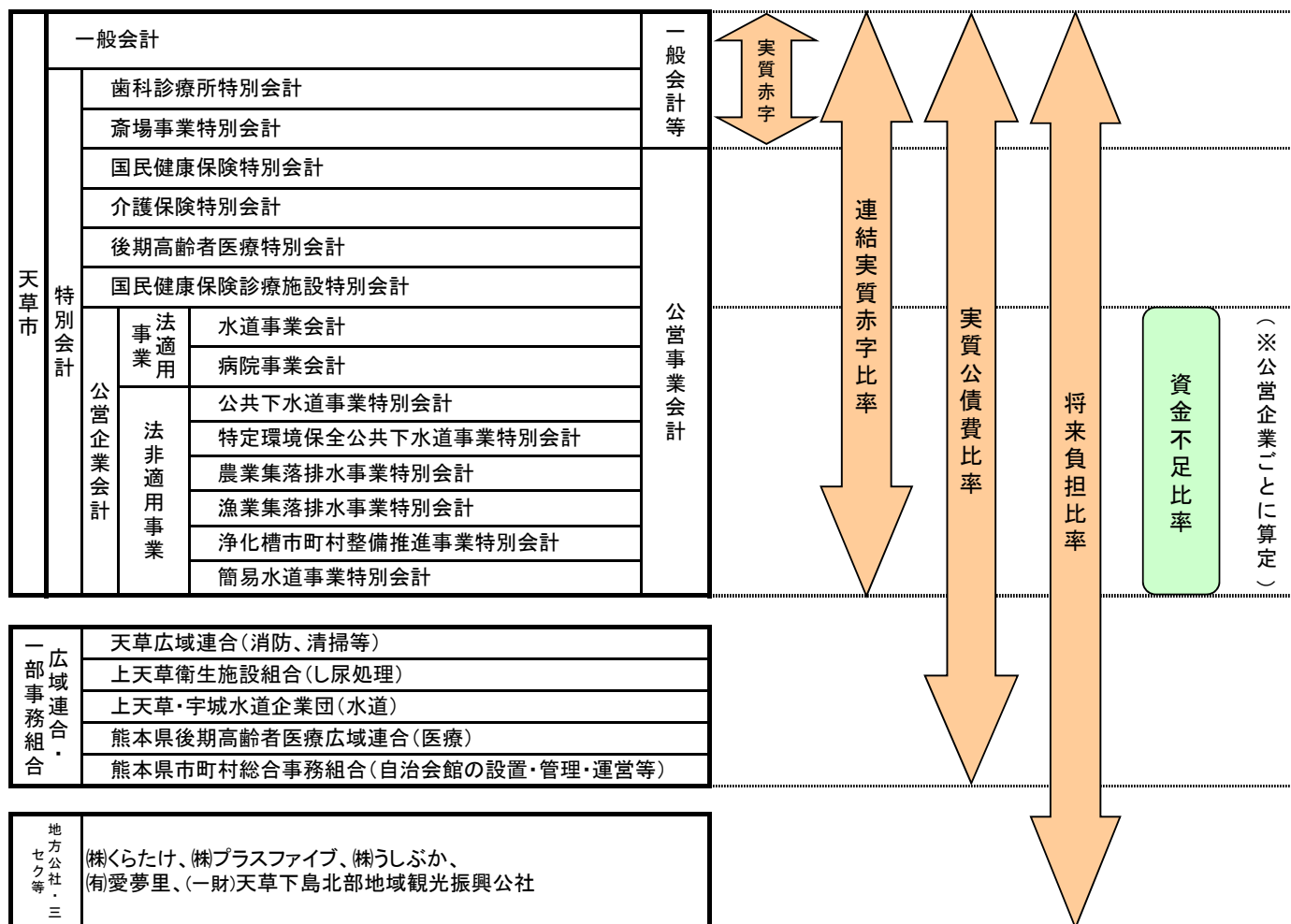
具体的には下のような課題に対応しています。

- 地方公共団体の全会計をカバーする新たなフロー指標や、公社・第三セクター等を含めた実質的な負債を抱えるストック指標を導入するなど財政情報の開示を徹底
- これらの指標に基づいて、財政悪化の早い段階から自主的な財政健全化を義務づける早期是正スキームの導入
- さらに財政状況が悪化した場合には、財政再生計画に国が同意するなど確実な財政の再生を図るスキームの整備

○ 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



○ 健全化判断比率等の対象会計範囲イメージ



○ 健全化判断比率等の概要

(1) 実質赤字比率

- 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すのが「実質赤字比率」です。この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態になっているということになります。

(2) 連結実質赤字比率

- すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すのが「連結実質赤字比率」です。この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じなければなりません、また、その解消期間も長期間にわたる可能性が高くなります。

(3) 実質公債費比率

- 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。この比率が高くなるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高くなります。

(4) 将来負担比率

- 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すのが「将来負担比率」です。この比率が高い場合、将来こうした負債額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

(5) 資金不足比率

- 公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すのが「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることになります。